つくばものづくりオーケストラ会則

序文 本会の運営は、会員の良心に従って行うものとする。

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、つくばものづくりオーケストラ (Manufacturing Orchestra of Tsukuba/愛称: MOTs) と称し、事務局をつくば市商工会に置く。

(区域)

第2条 本会の対象区域は、つくば市内とする。

(目的)

第3条 本会は、会員が有する、優れた技術や製品を広く紹介するとともに、販路拡大や新たな事業創出の契機を提供することで競争力を強化し、経済的地位の向上を図り、もって一層の地域社会への貢献に寄与することを目的とする。

(活動内容)

- 第4条 本会は、前第3条の目的を達成するために次の事業を行うものとする。
 - (1) 製品・商品及び技術開発のための情報の交換交流
 - (2) 販路拡大のための情報の交換交流
 - (3)区域内外での研究所や企業内での展示会の開催 ※展示会に係る規則は、別途に定める
 - (4) 共同研究、共同開発の推進
 - (5) その他本会目的達成に関すること

第2章 会員及び役員

(会員)

- 第5条 本会の会員は、前第2条に定める区域において、事業所を有し、事業を営む個人及び法人であり、かつ、中小企業及び個人事業者で、事業内容が(広義での)ものづくり及びものづくりをサポートする事業内容のものである。ここでいう中小企業とは中小企業法第二条「中小企業の範囲」の定義による。ただし、別途政令等で特例の定めがある場合はそれに従う。
 - 2. 本会の会員は、つくば市商工会への入会を推奨する。

(入会)

- 第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を代表に提出し、役員会の承認を得な くてはならない。
 - 2 役員会の承認を得た新たな会員は入会金として、以下の金額を本会に納めるものと する。
 - (1) 前第2条の区域に主たる事業所(本社)を有する個人事業者は10千円
 - (2) 前第2条の区域に主たる事業所(本社)を有する法人(又は団体)は20千円
 - (3) 前第2条の区域に事業所を有する法人(又は団体)は30千円

- 第7条 本会の年会費は以下の通りとする。期の途中において入会した会員のその期の年会費は、当期の入会後の月数(入会した月を含む。)に応じた額とする。
 - (1) 前第2条の区域に主たる事業所(本社)を有する個人事業者は12千円
 - (2) 前第2条の区域に主たる事業所(本社)を有する法人(又は団体) は24千円
 - (3) 前第2条の区域に事業所を有する法人(又は団体)は36千円

(準会員)

- 第8条 つくば市に隣接及びつくばエクスプレス沿線の市区町村に事業所を有し、本会の趣旨に賛同する中小企業及び個人事業者で、準会員として入会を希望する、事業内容が(広義での)ものづくり及びものづくりをサポートする事業内容のものは、入会申込書を代表に提出し、役員会の承認を得なくてはならない。
 - 2 役員会の承認を得た新たな準会員は入会金及び年会費として、以下の金額を本会に納めるものとする。期の途中において入会した準会員のその期の年会費は、当期の入会後の月数(入会した月を含む。)に応じた額とする。
 - (1)入会金

個人事業者は20千円 法人(又は団体)は30千円

(2) 年会費

個人事業者は24千円 法人(又は団体)は36千円

- 第9条 会員及び準会員は次の各項の一に該当するときは、その資格を失う。
 - 1. 退会したとき。
 - 2. 法人にあっては解散。また、個人にあっては廃業したとき。
 - 3. 除名。会員が次の各号の一に該当するときは、役員会の議決によりこれを除名する ことができる。
 - (1) 本会の名誉を毀損し又は主旨に違背する行為があったとき。
 - (2) 会費(出展料等を含む)を納めないとき。
 - (3) 相当期間に渡って展示会(事業)に出展(参加)しないとき。
 - (4) その他、役員会が会員及び準会員として不適切と判断したとき。
- 第10条 会員及び準会員としての資格を失った者は、会員及び準会員としての一切の権利 を失い、既に納入された会費その他本会の資産に対して何ら請求することができない

(役員及び役員の選任)

- 第11条 本会に次の役員を置く。
 - (1)代表 1名
 - (2) 副代表 1名(監査役との兼任も可)
 - (3)会計 1名
 - (4) 幹 事 数名
 - (5) 監査役 2名
 - (6) 顧 問 必要に応じて設置する
 - 2. 役員は総会において会員の中から選出し、監査役を選任する。
 - 3. 代表、副代表及び会計並びに幹事は役員会の互選とする。また、代表及び監査役

は相互に兼任することはできない。

(役員の職務)

- 第12条 役員の主たる職務は以下の通りである。
 - 1. 代表は、当会を代表し、会務を統括する。
 - 2. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 3. 会計は、当会の会計を担当し、年度の始めに総会で会計報告をする。
 - 4. 監査役は会務及び会計を監査する。
 - 5. 幹事は予算案の策定や展示会の開催計画などを含む本会の事業運営を他の役員と協力して行う。

(役員の任期)

- 第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員報酬)

第14条 役員は全て無報酬とする。

(役員の解任)

- 第15条 役員が次の各号の一に該当するときは総会の議決により、その役員を解任することができる。
 - (1)役員が心身の故障等のため、その職務の遂行に耐えられないと認めたとき。
 - (2)役員として相応しくない行為があると認められたとき。

第3章 会の運営

(会議)

- 第16条 会議は総会と役員会とする。
 - 2. 会議は代表が招集し、会議の議長は代表がこれにあたる。

(総会)

- 第17条 総会は通常総会及び臨時総会とする。
 - 2. 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に召集する。
 - 3. 臨時総会は代表が必要と認めたときに招集する。
 - 4. 代表は会員の3分の1以上の者又は監査役から書面により臨時総会の請求があったときは、その請求があった日から30日以内に召集しなければならない。
 - 5. 総会は原則公開とする。
 - 6. 総会は次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3)会則の改廃
 - (4)役員の選任及び解任
 - (5) その他本会運営上必要な事項
 - 7. 総会の開催は会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
 - 8.総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、

又は出席会員に表決権の行使を委任することができる。この場合は総会に出席したものとみなす。

9. 総会の議決は出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

- 第18条 役員会は役員をもって構成し、代表が必要と認めたときに召集する。
 - 2. 役員会は次の事項を議決する。
 - (1)会務の執行に関すること。
 - (2)総会に提案する議案。
 - (3)総会によって委任された事項。
 - (4) 代表、副代表及び会計並びに幹事の選任。
 - (5) その他本会運営上必要な事項。
 - 3. 第17条の第7項から第9項までは役員会に準用する。

(事務局)

- 第19条 役員会は、任意に事務局を設置することができる。
 - 2. 事務局は次の事項を行うものとする。
 - (1) 会員企業の募集
 - (2) 会計業務
 - (3) 技術展示会開催のための研究所との交渉
 - (4) 当会のPR活動
 - (5) 他団体との連携を含むイベントや勉強会の企画及び運営
 - (6) ビジネスマッチングを含む経営支援 その他本会運営上必要な事項。
 - 3. 事務局は、(名誉)代表、顧問及びその指名を受けた者で構成する。

(経費)

第20条 本会の運営に要する経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日とする。

(会計監査)

- 第22条 代表は毎会計年度終了とともに次の書類を作成し通常総会前までに監査役に提出 し監査を受けなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書類
 - (3) その他関係帳簿類
 - 2. 監査役は前項の書類を受理したときはこれを監査し監査報告書を作成して総会に報告するものとする。

第4章 雜則

(細則の制定)

- 第23条 この会則に定めるもののほか本会の運営上必要な細則は役員会の議決を経て、代表が別に定める。
 - 1. この会則は本会設立のあった日から施行する。
 - 2. 本会の初年度の事業計画及び収支予算は第17条第6項の規定に関わらず設立総会において議決したところによる。
 - 3. 本会初年度の会計年度は、第21条の規定に関わらず設立総会の日から翌年の3月31日までとする。
 - 4. 本会設立当初の会員については、第6条の規定に関わらず発起人会が認めたつくば市商工会の会員とする。

付 則

この規則は、平成19年4月1日より適用する。

令和6年4月1日改定 第4条 展示会規則を別途定めるの追記

第5条 会員資格の商工会加入義務を推奨に変更

第6条 入会金の改定

第7条 年会費の改定

第8条 準会員の追加

第19条 事務局の設置

令和6年6月18日改定 第7条 期の途中入会の場合の年会費の追記

第8条 期の途中入会の場合の年会費の追記